

平成26年度第2回

新宿区みどりの推進審議会議事録

平成27年2月4日（水）

新宿区 みどり土木部 みどり公園課

平成26年度第2回新宿区みどりの推進審議会議事録

平成27年2月4日（水）

午後2時00分～午後4時12分

本庁舎6階 第二委員会室

1 開 会

2 審 議

- (1) 保護樹木等の指定及び解除について
- (2) みどりのモデル地区の事業継続について
- (3) 新宿中央公園芝生広場の改良について

3 報 告

- (1) 平成26年度第2回みどりの推進審議会小委員会における審議経過及び結果について
- (2) 保護樹木の健全度調査の実施状況について
- (3) 保護樹木通信の発行について

4 連絡事項

5 閉 会

○配付資料一覧

- 1 新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第12期）
- 2 保護樹木の指定及び解除について
- 3 みどりのモデル地区の事業継続について
- 4 新宿中央公園芝生広場の改良について
- 5 平成26年度第2回みどりの推進審議会小委員会における審議経過及び結果について
- 6 保護樹木の健全度調査の実施状況について
- 7 保護樹木通信（平成26年度号）

参考 新宿区みどりの条例及び同施行規則

参考 みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック

参考 新宿区みどりの基本計画（回収資料）

参考 新宿区みどりの実態調査報告書（第7次）（回収資料）

審議会委員 13名

会 長	熊 谷 洋 一	副会長	興 水 肇
委 員	洪 江 桂 子	委 員	日南田 久 枝
委 員	武 山 昭 英	委 員	渡 辺 芳 子
委 員	黒 森 昭 夫	委 員	小 池 玲 子
委 員	福 田 雅 人	委 員	越 野 明 子
委 員	椎 名 豊 勝	委 員	藤 田 茂
委 員	鶴 田 由美子		

◎開会

みどり公園課長 定刻となりましたので、ただいまから平成26年度第2回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。

私は、本日事務局を務めさせていただきます、みどり公園課長の吉川と申します。年も改まりまして、今さらですが、本年もよろしく願いいたします。

本日は、現時点で傍聴を希望されている方はお見えになっていませんが、本日の審議内容から公開しても支障はないと思われるため公開とさせていただきたく、委員の皆様の御了承をお願いいたします。

それでは改めまして、平成26年度第2回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。委員の皆様にはお忙しい中、御出席いただきましてまことにありがとうございます。

新宿区みどりの推進審議会は、新宿区みどりの条例第27条に基づき、新宿区におけるみどりの保護と育成に関する重要な事項を調査審議するための区長の附属機関でございます。

本日の会議でございますが、16時を目途に終了したいと考えております。御協力のほど、よろしく願いいたします。

なお、委員の皆様の発言につきましては、みどりの推進審議会議事録として区のホームページ及び区政情報センターにおいて公開されます。あらかじめ御了承のほどをお願いいたします。

ここでマイクの使用方法について御説明させていただきます。発言の際にはお手元の4番、要求／4というボタンを押してください。終わりましたら、終了／5というボタンを押していただければと思います。

では、これより議事進行を会長をお願いいたします。

熊谷会長、よろしく願いいたします。

熊谷会長 かしこまりました。

それでは、平成26年度第2回の新宿区みどりの推進審議会を開会いたします。

はじめに事務局から、本日の出席状況について御報告をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、本日の委員の出席状況について御報告をいたします。

本日は齋藤委員から欠席の届けをいただいております。また現在、池邊委員がお見えになっておりません。このため、本日は15名中13名の出席によりまして審議会は成立しております。

とを御報告いたします。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

次に本日の資料について事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 皆様のお手元にご置きます資料について御説明をいたします。お手元に配付いたしました資料を御確認いただきたいと思っております。

まず、議事次第、A4、1枚でございます。資料1といたしまして、新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第12期）、A4、1枚でございます。資料2といたしまして、保護樹木等の指定及び解除について、これもA4、1枚でございます。資料3、みどりのモデル地区の事業継続について、これはA4で3枚ついております。資料4といたしまして、新宿中央公園芝生広場の改良について、こちらもA4が3枚ございます。資料5、平成26年度第2回新宿区みどりの推進審議会小委員会における審議経過及び結果について、こちらA4、1枚でございます。資料6といたしまして、保護樹木の健全度調査の実施状況について、A4が2枚でございます。資料7といたしまして、保護樹木通信（平成26年度号）、A4で1枚でございます。

あと、参考といたしまして、新宿区みどりの条例・同施行規則、これがA4で表裏が7枚ついてございます。それから冊子になっているもの、参考で、みどりの文化財、保護樹木等のガイドブック。それから、新宿区みどりの基本計画。新宿区みどりの実態調査報告書（第7次）。この3冊でございます。なお、このみどりの基本計画と、みどりの実態調査報告書（第7次）につきましては、後ほど回収させていただきます。

以上でございます。資料の不足等がございましたら、事務局までお知らせ願います。

熊谷会長 いかがでしょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは議事を進めさせていただきます。議事次第によりますと、次第2の審議から始めるところでございますが、保護樹木の指定解除に関する事項としまして、先に昨年11月の小委員会の御報告をさせていただきまして、引き続いて新たな保護樹木の指定解除の御審議をお願いしたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

◎平成26年度第2回みどりの推進審議会小委員会における審議経過及び結果について

みどり公園課長 それでは、平成26年11月11日に開催いたしました平成26年度第2回新宿区み

どりの推進審議会小委員会においてご審議をいただきました保護樹木等の指定及び解除に関する審議経過及び結果について、御報告をさせていただきたいと思えます。担当から御説明いたします。

事務局担当 担当の相浦です。よろしくお願ひいたします。

平成26年11月11日に行いました小委員会について御報告いたします。

平成26年9月2日から11月11日までに民有地の保護樹木等の指定同意及び指定解除の届け出がございました案件について御説明いたします。

保護樹木は、指定同意件数は1件、指定本数は1本です。指定解除届け出件数は1件、本数は2本です。保護樹林、保護生垣は指定・解除ともに案件はございません。

最初に保護樹木の指定解除について御説明します。

対象樹木は、弘方町にあります一般住宅の庭に生育しているコブシとモミジです。指定年度はコブシが平成7年度、モミジが平成24年度です。幹回りはそれぞれコブシ1.48メートル、モミジ1.55メートルです。

では場所です。弘方町はこちらですね。住宅内の庭に生育しているコブシです。指定年度は平成7年度で、幹回り1.48メートル、高さが7.6メートルです。強^{きょうせんてい}剪定されており、枯れ枝にキノコの子実体^{しじつたい}が出ていました。太枝がなく、幹から直接小枝が発生しており、樹勢も衰えています。

続いてモミジです。こちらは指定年度が平成24年度、幹回り1.55メートル、高さ10メートルです。コブシより西側に生育しています。剪定^{せんてい}が行われていないため枝が混んでいますが、樹勢は良好です。おとしの1月指定とあって、状況は余り変わりありません。

解除理由について御説明いたします。所有者が御高齢のため、土地の整理をする必要が生じたとのことです。モミジだけでも残せないかお願ひしましたが、整理の関係上、樹木の存続はできないということでした。樹木の大きさから、搬入出経路の確保が難しいため移植もできない状況です。以上の結果、解除申出書が提出されました。

保護樹林については、指定解除案件はございません。保護生垣についても指定解除案件はございません。

続きまして、保護樹木等の指定同意の届け出があった案件について御説明します。

保護樹木は、樹木が健全でかつ美観上すぐれている樹木のうち、地上1.5メートルの高さにおける幹回りが1.2メートル以上の樹木を指定の対象にしております。

対象樹木は、新宿七丁目の一般住宅の庭に生育しているソメイヨシノです。幹回りが2.14

メートルです。場所はこちらです。

庭の北西側に生育しているソメイヨシノで、幹回り2.14メートル、高さが8.7メートルです。2年に1度、造園業者に^{せんてい}剪定してもらっているようで、枝がコンパクトにまとまっています。庭が広く、生育場所もよいため、区内の桜では珍しく四方に根が張れています。ベッコウダケが出ていますが、成長による幹割れが見られ、生育旺盛です。葉の茂りもよいです。今まで落葉でトラブルになったことはないということで、周りの住民も開花を楽しみにしているそうです。

保護樹木の指定案件はございません。また保護生垣の指定案件もございません。

指定の同意及び指定解除の届け出があったものは以上になります。

公有地と民有地を合わせ、保護樹木件数は変わらず、本数が1本減りまして273件、1,082本となります。樹木、生垣はともに変更ございません。

以上で小委員会の報告を終わります。署名をお願いします。

熊谷会長 ありがとうございます。

ただいま事務局より説明を申し上げましたが、ここで何か御質問、あるいは御意見がありましたらお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

◎保護樹木等の指定及び解除について

熊谷会長 それでは続いて、議事次第2の(1)保護樹木等の指定及び解除について御審議をお願いしたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、審議事項1の保護樹木等の指定及び解除について御説明をさせていただきます。担当から御説明いたします。

事務局担当 では今回の審議に移らせていただきます。

それでは、平成26年11月12日から平成27年2月4日までに民有地の保護樹木等の指定同意及び指定解除の届け出がございました案件について御説明いたします。

保護樹木は、指定同意件数は1件、指定本数は3本です。指定解除届け出件数は2件、解除本数は2本です。保護樹木、保護生垣は指定・解除ともに案件はございません。

最初に保護樹木の指定解除について御説明いたします。

1件目は下落合二丁目のキンモクセイです。指定年度が平成18年度で、幹回りが1.38メートルです。2件目が須賀町のイチヨウです。指定年度、昭和48年度、幹回りが4.38メートル

です。

では1件目から御説明いたします。場所は下落合二丁目です。敷地内に生育しているキンモクセイで、指定年度が平成18年度、幹回り1.38メートル、高さが5メートルになっております。根本の状況は、表土が少なく、やや深植えになっています。樹勢は良好です。

境界線を越えないように^{きんてい}剪定しており、また中の枝もすいてあり、きれいな状態で管理されています。1年に1回、所有者自身で^{きんてい}剪定されているようで、調査時はちょうど^{きんてい}剪定が終わって間もない状況でした。

解除の理由は幾つか言われており、樹木の成長により水道管に支障が生じていること。近隣にお住まいの方に迷惑をかけていること。そして自身の高齢化により維持管理が困難になってきてしまったことなどが主な理由です。

支援制度についても御説明しましたが、解除の意思が固まっているようでした。移植も検討しましたが、敷地内にはアパートがあり、この大きさの樹木を植栽できる場所の確保は難しいです。すぐに伐採する予定があるわけではないとのことだったため、もう少し保護樹木のままにしてもらえないか、1月に再度お願いの電話をかけましたが、やはり解除を希望するということでした。

次に、須賀町の須賀神社にあるイチョウについてです。場所はこちらです。

神社とお寺の間にある石垣に根が食い込んでいるイチョウで、指定年度が昭和48年度、幹回りが4.38メートル、高さが20メートルです。写真ですと、擁壁の上側が神社で、下側のお墓が写っているところがお寺の敷地になっています。このように石垣に根が食い込んでいるような状況です。

次に右側の写真を見ていただくと、同じぐらいの高さのイチョウが2本並んでおりまして、左側の1本は須賀神社所有のイチョウの指定樹木で、今回、解除申し出があったイチョウは右側に見えているもので、同時期に指定されています。

解除の理由についてです。須賀神社の先代の宮司がこのイチョウを指定したのですが、現在の宮司が、神社の樹木なのか、お寺の樹木なのかはっきりしないまま指定していることを知り、一度解除したいとの申し出がありました。お寺にも確認しましたが、やはりどちらの所有か不明であるということでした。

所有が明確になってからの指定が一番であると判断し、一度解除することになりまして、こちらに審議として挙げております。どちらの所有か決まった後にまた再指定をお願いするつもりです。左側のイチョウは神社の敷地内からはえているため、保護樹木のままです。

保護樹林については、指定解除案件はございません。保護生垣に関しても指定解除案件はございません。

続きまして、保護樹木等の指定同意の届け出があった案件について御説明します。

保護樹木は、樹木が健全でかつ美観上すぐれている樹木のうち、地上1.5メートルの高さにおける幹回りが1.2メートル以上の樹木を指定の対象としております。

須賀神社の敷地内に生育しているケヤキ、スダジイ、シラカシの3本が対象樹木です。幹回りがそれぞれ2.02メートル、1.78メートル、1.45メートルです。場所はこちらです。

まず、鳥居とおみこしの倉庫の間に生育しているケヤキについてです。配置図を見ていただくと赤枠で囲っているケヤキです。先ほど解除の御説明をしたイチョウが右上に位置しています。解除申請と書いてあるところですね。

ケヤキについてですが、幹回りが2.02メートル、高さが13メートルで、美しいほうき型をしています。土壌の露出が少ないですが、根張りはよいです。目立つ腐朽はなく、樹形、樹勢ともに良好です。

続きまして、敷地北側に生育しているスダジイです。幹回り1.78メートル、高さが10メートルです。根が八方に張っており、樹勢良好です。樹皮のはがれや目立った腐朽も見られず、若い印象を受けます。

続きまして、須賀神社の駐車場に生育しているシラカシです。幹回りが1.45メートル、高さが11メートルです。根元が舗装され土壌の露出が少ないですが、目立った腐朽は見られません。樹形、樹勢ともに良好です。

保護樹木の指定案件はございません。また保護生垣の指定案件についてもございません。

今回の指定の同意及び指定解除の届け出があったものは以上になります。

なお、本日御説明いたしました保護樹木等の指定及び解除を御承認いただきますと、公有地と民有地を合わせ、保護樹木の件数が1件減り、本数が1本ふえまして272件、1,083本となります。樹林、生垣はともに変更ございません。

以上で御説明を終わります。照明をお願いします。

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは今回の審議事項について、御質問並びに御意見がありましたら御発言をお願いしたいと思います。まず御質問がおありでしたら、どうぞお願いしたいと思いますけど。

一つよろしいですか。解除のイチョウですけど、指定したときは、所有者が神社かお寺どっちかということのある程度確認して指定はしていないんですか。指定したときから所有者

が不明で指定したんでしょうか。ちょっとその辺おわかりでしたら。

はい、どうぞ。

みどりの係長 みどりの係長の小谷です。イチョウの指定は昭和48年なんですけれども、当時は神社さんも自分のイチョウだということで、区のほうも所有者は神社さんですねと確認した上で保護樹木の指定をしたと考えております。

一方、最近になり神社さんのほうで、いろいろ代もかわったということと、神社の土地をいろいろ整理されている中で、このイチョウについては神社さんとしては神社の所有でないという見方をしたので、一度解除をしたいということです。相手方のお寺さんのほうにしましても、いきなりそのお話があったばかりということで、どちらの所有かはっきりしないという事態が40年たってから生じてしまったということです。

熊谷会長 というか、よく民地や何かでもあるんですけど、建てかえしたり、あるいは相続が発生したりすると境界の確定をするんでしょう。測量屋さんに来て、例えばくいが入っていないと、両者が立ち会って再度境界を確定しますよね。だから一つ私の推測しているのは、両方で先代の、ここでいえば地主になるのかな、所有者の方同士が、お互いに合意で境界はここだねと言っていたのが、今回何かのあれで再確認をして、境界を再測量して決定して、くいでも入れたんですかね。

みどりの係長 まだ、これからお互いの境界を見るという、未確定ということでございます。

熊谷会長 そうでしょ。だから確定したら、やはりまた神社のものという可能性もあるんでしょう。

みどりの係長 可能性もちろんございます。

熊谷会長 ですよ。だから確定する前に解除しちゃうという理由がちゃんとしていないと、一時浮いちゃうわけね。つまり解除する樹木が植わっている場所は宙に浮いちゃうから。何かそれはもっと深い理由があるんですか。例えばそれを解除しておいてもらわないと、境界の測定の際に何とかとか。

みどりの係長 そこまでは聞いておりません。

熊谷会長 特にない。ああ、そうですか。はいはい。

はい、どうぞ、椎名委員。

椎名委員 境目にある木って結構あるんですよ。共有だった場合というのは想定していますか。立木は土地に所属しますので、真ん中に立っていれば必ず両者の共有になるんですよ。そういうもの場合にはどうするという、何かそういうことも考えておいたほうがいいんじゃない

ゃないかなと思いますね。共有の場合の保護樹木の指定の仕方というか、そういう可能性はあると思いますね。境目に植えたということもある、境として植えたというのがあるかもしれませんね。そういうのがあるかもしれません。

熊谷会長 しつこいようですが、境界を確定するのにどうしてもちょっと邪魔になるから、解除して、伐採して、それでという話じゃないんですか。

みどり公園課長 この案件についてなんですけれども、物理的にこの木があると、例えば測量とか、境界確定の支障になるといったものではありません。ただ、先代のほうで、神社のほうで、保護樹木の指定を申請したということがございまして、解除についても今の所有者といますか、代がかわって同じく須賀神社さんのほうから保護指定の解除の申し出があったということで、そこは手続的にはそれはそれで問題はないかと考えております。

それで今後、神社さんとお寺さんの間で境界の確定作業ということが行われるとは考えておりますけれども、決まったあかつきには、立派な樹木ですから引き続き保護樹木として扱っていただけるようお願いしていくということは考えてございます。

また、先ほど椎名委員から御意見がございました共有に関しては、なかなかこれまでケースが正直ございませんでした。また助成金を支払っているという関係上、どちらかということにはなるんでしょうけれども、今後そういったことも念頭に仕組みのほうは考えていきたいと思っております。

熊谷会長 はい、わかりました。

それでは、何かほかに御質問ございますか。

今回、保護樹木で須賀神社のほうから出てきていますよね。実際には昭和48年、先代の時代に保護樹木に協力していただいて、今回出てきたというのは、その当時はまだ幹回り等が小さかったんですかね。指定の対象にならなかったんですかね。おわかりであれば教えていただきたいんですけど。

事務局担当 そうですね、すみません、今回の3本指定同意があったこの3本の木だと思えますが、シラカシに関しては特にまだ幹回りが小さいですし、当時は保護樹木の値に達していなかったということだと思います。

みどりの係長 ほかにつきましても、昭和48年の指定であり40年以上前なので、恐らく対象の基準値に達していないか、あるいはそれに近かったかもしれませんけど、まだそのときは認定される予定にはなかったのかと思われます。

熊谷会長 だけど1本解除して、普通は解除だけであれするのに、わざわざまた指定を申請さ

れるというのはなかなか良心的だなと思って。

みどりの係長 実は須賀神社様、ほかの神社様もそうなんですけど、今、言った形であっても、ほかにその後、十分保護樹木であったりするのいろいろ出てきますので、そうしたものは積極的にこちらも指定をお願いしているというところがございます。

熊谷会長 大体東京とか、特に新宿区とか、そういうところは非常に、神社とかお寺さんの樹木が保護樹木の対象になるんだよね。個人の住宅はなかなか厳しいし、維持ができないし。キンモクセイなんて香りがよくていい木ですよ。これもったいないような気がするけど、やっぱり御高齢になられて。写真では結構手入れもきれいにされていたような気がしますけどね。むしろ地域の方々は、キンモクセイは印象に残る原風景になっているんじゃないかと思えますけど。残念だけどもしょうがないね。

椎名委員 ちょっとそれに関して。

熊谷会長 はい、椎名委員。

椎名委員 今のお話の中で、御高齢になって維持管理ができないというのはしょうがないと思えますけど、埋設管等の支障というのは、恐らく根が混じると持ち上がったたりなんかする話だと思えますけれども、防根シートというのが今ありますので、そういうのを、例えばそういう事案が発生したときには区のほうでそういう工事をやってあげて、そっちに根が行かないような仕組みというか、そういう何か対策をとれるようにしたらいいのかなと思えますね。

埋設管、古い下水管なんかだとすき間に入ってきますし、恐らく水道管を持ち上げたりすることになると思えますね。ですからそこら辺のことが大きな障害であれば、取り除いてあげれば継続する道がね。ただ御高齢だからなかなかそこまではいかないのかなと思えますけど、そういうことは考えられると思えますね。

みどりの係長 埋設管につきましては、根の近くでの切り回しも考えられたようですが、費用もかかると。先ほど椎名委員からご提案があった防根シート等も、もう少し早ければそういったことも考えられたかな、あるいは御協力できたかなとは感じましたが、なかなか時期的なところが遅くなってしまって申しわけないなと思っております。

ということで、物理的にまた御高齢ということもあり、やはりそういったところが危惧されて、解除の意思が固かったというところがございます。今後はそういった埋設等いろいろご指導できればというふうに考えてございます。

熊谷会長 はい、渡辺委員、お願いいたします。

渡辺委員 今の件ですけど、指定になったのは平成18年ですよ、これ。

事務局担当 そうですね。18年です。

渡辺委員 ちょうど8年ぐらいですか。それで御高齢とおっしゃるけど、そのころもそんなに年月たっていないし、埋設管があるとしたらそこにあっただんじやないかと思うんですけど、そのときはオーケーになったみたいね。

みどりの係長 ええ、そうですね。その指定当時は当然、埋設管ということ、ちょっと我々もそういうところも意識しなかったところもあるんですけども、樹形と樹勢といい、そういったことを判断して指定させていただいたというところでございます。

渡辺委員 本当に惜しいですよ。キンモクセイっていい香りしますし。何か指定するときもやっぱりそういうことを考慮したほうがいいのかと、ちょっとこれ拝見していて思いました。

熊谷会長 ほかによろしいですか。ありがとうございました。

それでは特に御意見もないようでございますので、今回の保護樹木等の指定解除については本日の審議の結果、御異存がないということでお認めいただけますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

熊谷会長 ありがとうございました。

それでは、今回の指定及び解除については当審議会として全てをお認めすることとさせていただきます。

◎みどりのモデル地区の事業継続について

熊谷会長 続きまして、(2)のみどりのモデル地区の事業継続についての審議に移りたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは審議事項の2番目でございます。(2)みどりのモデル地区の事業継続について御説明をさせていただきます。担当から御説明をさせていただきます。

みどりの係長 担当の小谷でございます。お手持ちの資料3番をご覧ください。

資料3番のほう、最初にモノクロの白いペーパーで、事業継続ということで1枚ございまして、次のページ、同じ資料3と書かれたカラーでモデル地区の概要について資料がございまして。

最初に資料3、頭紙のモノクロのほうなんですけれども、実はこちらの審議会でも21年の第1回審議会で御審議いただきまして、みどりのモデル地区ということで2つ、みどりの推進モデル、それから屋上緑化の推進モデルということで、笹岡地域と新宿駅周辺の商業地域

をそれぞれ指定させていただきました。

当初は約5年間ということで、平成22年の2月1日から27年3月31日、来月の3月末までの事業期間ということで設定をしておりましたが、今後2年間をめどにこのモデル地区の事業を延伸させていただきたいという案件でございます。

モデル地区について、そもそもどんな背景だったとか、あるいはどんな内容のものだったのかというところは次の資料にございますけれども、ちょっと簡単にこちらのパワーポイントの画面のほうで御説明をさせていただきたいと思いますので、画面のほうをご覧ください。照明をお願いします。

これは先ほど言いましたモデル地区ということで、22年の2月1日から27年の3月末ということで、笹塚地域と新宿駅周辺でそれぞれモデル地区を設定しました。次をお願いします。

まずモデル地区をつくった背景でございますが、平成22年度なんですけれども、実は5年おきにみどりの実態調査ということで航空写真を撮って、区内の緑地の調査を行っております。これはモデル地区指定の翌年の平成22年度に調査をしたものですが、新宿区の面積が約1,824ヘクタールございますが、その中で緑被率でいいますと17.87%、面積で326.13ヘクタールの緑地を平成22年の調査で確認をいたしました。

ちなみにその5年前、平成22年の5年前で平成17年度でございますが、括弧で記載しておりますが、第6次調査では、率でいうと17.47%で、その5年前よりも約0.4%ふえ、面積も318ヘクタールということで、大体8ヘクタールほど、この5年間でふえたという結果でございます。次をお願いします。

このモデル地区を平成21年のときに指定した段階で、出張所を中心とした地域ごとに緑被率がどのぐらいあるかというグラフでございます。青いところが平成17年の調査、それから赤いところが平成22年の調査結果でございます。モデル地区を指定した平成21年の段階では17年度の調査結果にもとづいたことから、笹塚地域は緑被率が14%程度ということで、ほかの地域に比べて非常に低いということがございまして、この笹塚地域を中心に何か緑化を誘導できないかと考えました。

それから新宿駅周辺につきましても、落合地域とか若松地域や四谷地域とかに比べますとやはり低いということで、商業地域らしい何か緑化施策ができないかといった背景がございました。次をお願いします。

一方、緑化面積を見てみますと、たとえば四谷地域ですと新宿御苑の40ヘクタールを含めて80ヘクタールございますが、笹塚地域は平成22年度の調査でふえているんですね。このモ

デル地区を指定したあとに5ヘクタールぐらい緑地面積がふえまして、他の地域は気持ち伸びているというところまでして、ちょっと全体の状況が実態調査をやった結果で若干異なってしまった背景はあるんですけども、平成22年の結果ではございますが、箆笥地域を含めて榎町地域、あるいは柏木地域、この地域がまだちょっと地域別で見ますと緑被が少ないという状況でございます。次お願いします。

そういうことで、まず箆笥地域、この地域を中心にもう少し緑化を特別に誘導しようじゃないかと考えています。次お願いします。

こちらは、もう一つのモデル地区である新宿駅周辺ですね。ここも区役所を中心に西新宿のほう、このあたりを中心に緑化施策を進めていこうと考えています。次お願いします。

同じ施策ではなくて、まず、みどりの推進モデル地区の箆笥地域につきましては、特に高木の植栽ですとか、生垣とか、ちょっと質の高い緑化等を誘導していこうじゃないかと。それからもう一つは土地がなかなか少ない中で、地域で花を飾っていただくと、そんな誘導もしたいなと考えました。

それから新宿駅周辺地域につきましては、ここは地上部の緑化余地というのが少なく、仮にあっても日照だとか、いろいろ環境上の制約もありますので、まずは屋上ですとか、壁面緑化を誘導したい。それから商店街などを中心に緑化をできないかといったところをポイントにモデル地区をつくりました。次お願いします。

まず高木と生垣、緑化をどう誘導しましょうかという中で、まず緑化のこういった助成制度がございます。絵柄にありますように、ブロック塀だったところをこういうふうに生垣にさせていただくとか、植栽をしていただくと。そういった工事費の一部を助成するという制度がございます。次お願いします。

真ん中に通常と書いてありまして、メーター当たり幾ら、上限額30万円と書いている中で、箆笥地域に限りましては、この右側の赤い数字なんですけれども、生垣助成のメーター当たりの単価が2万円、あるいは高さ1.5メートル以上の高さで2万3千円、高木は通常助成金はないんですけども、この地域に関しましては高さ3メートル以上の高木を植えていただければということで、1本あたり2万5千円、上限額も30万円から50万円までと、こんな形で誘導策をつくりました。次お願いします。

実際、この22から26の5年間で、この箆笥地域内でこういった助成制度でということなんですけれども、その伸びを当初は期待をしていたわけなんですけれども、残念ながら青く塗ったところ、生垣植樹帯、大体40メートル、年間大体40メートルか50メートルぐらいこの助

成制度を使って新しく緑化がされているんですけども、モデル地区につきましては、22年と23年に、高木1本と4本の実績と、26年にちょっと赤く書きました生垣の実績が少しあったというところで、残念ながらこの緑化制度の中でのこの地域での実績というのがほとんどなかったというところがございます。次お願いします。

もう一つ地域緑化活動ということで、これは区と協定を結んでこういった道路に沿ったところに、こういったプランターとかハンギングとかを飾っていただくという制度でございます。次お願いします。

これも通常は、10人以上のグループで、花とかプランターなどの資材の支給は年1回で一人当たり5,000円分、上限は20万円という制度ですが、この笹笥地域に限っては、5人からグループ組めます。年2回支給しますということで、一人当たり7,000円分で上限も30万円になりますということにして、比較的少人数でもグループをつくりやすくしていただいて、しかも年2回ということですので、持ち出しも少なくなるということで誘導させていただきました。次お願いします。

こちらのグラフは、各年度のみどりの協定に参加していただいた方の人数の総計です。平成19年、大体690人ぐらいで、以後20年から21年と、大体700いくかいかないぐらいで、横ばいでございます。21年のところ、下のほうから紺色でちょこっと出て、22年から23年、200人ぐらい出てきました。これが実は笹笥地域でのモデル地区の中で、このみどりの協定ということで登場した数でございます。

あと、これは当初この笹笥地域の協定数がふえるということで、単身でその分がふえるということもちょっと期待はしておりましたけれども、大体総人数が横ばいということで、これは19、20、今まで一般の方々が少しみどりの協定モデル地区の中で少し分かれた可能性もある、新規もあると思いますけれど。なので、数字だけでいとなかなかこの協定の効果というのを申し上げられない状況でございました。次お願いします。

あともう一つは新宿駅周辺でございますけれども、ここは先ほど言ったように土地、それから日照が悪いということがありますので、区役所のこういう屋上ですとか、これは西早稲田中学校の壁面緑化ですけども、こういったものに助成制度を使っていただこうと。次お願いします。

これも通常、土厚、あるいはいろんな大きさを平米3万円、1万五千元、上限30万円、10万円とあるんですけども、このモデル地区新宿駅周辺につきましては平米当たりの単価も高くしまして、上限も、屋上ですと通常30万円であるところを50万円にさせていただくとい

うことでいろいろ周知は図ってきたつもりでございました。次お願いします。

ところが、これもすみません、屋上緑化としての実績は、面積なんですけれども、20年度が壁面が多かったので200平米ですけれども、大体100平米前後ぐらいというのが毎年の実績でございますが、この中でモデル地区としたところがほとんど実績もございませんでして、通常の青く書いてあるところ、新宿駅周辺以外での実績ということで、我々の周知がちょっとまだ足りなかったかなというところがございます。次お願いします。

あともう一つ、緑化計画書制度の活用ということで、敷地面積が250平米以上で建物を建てる場合は、建築の確認の申請を当然とるんですけれども、その前に一定の緑化計画書を出して、緑化基準以上の緑化をしてくださいということがみどりの条例でございます。

この中で笹笥地域については、同じ沿道緑化をしていただく、植栽をしていただくのであれば、ツツジとか、低木はだめということではないんですけれども、なるべくボリュームのある質の高いものをお願いしたいということで、高木ですとか、生垣とか、そういったものをなるべくやるようにということで指導する。そういう場合、高木なんか幅りが将来大きくなりますから、そういったものも少しカウントしますということで、できるだけそういったものをしてくださいと。

それから下段の新宿駅周辺につきましても、地上部で無理やり植え込み幅もないところに植えられてもうまく育たないというような場合を含めて、それであれば屋上のほうをぜひやっていただけませんかということで、屋上とかでうまくきちんと植栽をしていただければその葉張りも見ますということで、緑化計画の中でもこういった指導を行いました。

こういった指導につきましては、後ほどお話ししますが、これによってどれぐらい笹笥地域、あるいは新宿駅周辺でこういった緑化がふえたかというのは、また次のみどりの実態調査で検証させていただければと思っております。

照明をお願いします。

すみません、資料3の表紙に戻っていただきたいんですけど、そういった現状でございまして、4番の継続理由ということで、今まで御説明させていただきましたけれども、モデル地区での緑化誘導策、これにつきまして検証しているところがございますが、実は先ほどお話ししましたように、来年度、27年度第8次のみどりの実態調査というものを実施する予定でございまして、この結果をもう一度見ながら検証したいと。

それから2つ目で、笹笥地域につきましては、先ほどみどりの協定だとか、助成制度の実績はああいう結果ではございましたけれども、こういった話の中で笹笥の地元の地区協議会

さんともいろいろとみどりについてはお話もいただいています、またいろいろ地域の方がこういった緑化の意識を高めていただくようなこと、あるいは緑化誘導等いろいろ筆筒地域の皆さんはこういった形で非常に緑化意識が高くなって町ぐるみで活動されているということもありまして、そういったことも含めて引き続きこの活動を支援したいかなということももう一つの理由でございます。

3番目の継続理由といたしまして、先ほど言いましたなかなか助成制度の実績が少ないこと。これは我々も反省している点でございますが、さらなる周知を行って、こういったモデル地区内での緑化の実績を高めるということにもう一度促進したいといった3点を理由に、来年、実態調査もでございますので、平成28年度まで、29年の3月までは2年間、当面ちょっとこの事業を、施策は同じではございますけれども、いろいろ反省もしながら、あるいは周知も高めながら、あるいは地域の講座もやりながら、引き続きやらせていただきたいということでございます。

これにつきましては5番目のところに、こういったことで御了解いただけましたら、また広報、あるいはホームページで周知をしますとともに、地元の方、地区協議会、商店会、いろいろ御説明をしたいと。

今後の6番、予定としまして、来年度8次実態調査をやりまして、結果が27年度末に出ますので、またそれを踏まえて28年度、今言ったこの緑化モデル地区の誘導策を検証しまして、今度は新たに、できれば先ほど榎町地域も大分緑被が低い地域でございます、そのこともあわせて、施策の内容も含めて、29年度から新しいモデル地区みたいなものがスタートできればという予定で、今後、継続をさせていただきたいということでございます。

説明のほうは以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

ただいま、みどりのモデル地区の事業継続についてということで事務局から御説明申し上げましたけど、何か御質問、御意見ございましたらいただきたいと思いますが。

5年でやってみて、もう2年延ばせば効果が上がるということで提案されているの。

みどりの係長 効果を上げたいということで、はい。

熊谷会長 5年で上がらなければ、2年やっても余り変わらないんじゃないかという。

みどりの係長 いえ、特に筆筒地域につきましては、モデル地区指定後に地域の皆さんの緑化に対する意識が非常に高くなったと感じておりまして、実際、町会や地区協議会などでも様々な取組みをされていることから事業を継続していきたいというものです。

熊谷会長 逆に5年の、モデル地域として取り上げて5年間力を入れなかったら、もっとどんどんみどりが減少しちゃって、地区自体がもっと劣化しているということもあったかもしれないから。だから事業が順調に伸びるような風土というか、そういう場所と違うので、新宿区は。こういうのを本当にきめ細かくやっていくことに多分意味があるので、2年といわず、また2年たってさらに継続するということもあると思いますので。

御意見をいただけたら。

渋江委員、お願いいたします。

渋江委員 渋江です。今、最後の説明で思ったんですけども、今お話があったように、平成29年から地域を拡充して行うことを前提に2年間延長するということなんでしょうか。

みどり公園課長 はい、第8次みどりの実態調査、来年度行いますが、その結果を検証するという作業がまず必要になってくると思います。その上で拡大するのか、それとも引き続き、やはりということになるのか、また違う場所でということになるのか、その辺は結果を見ながらということになります。今のところ意気込みとしては、引き続き何かしらの形でこういうモデル地区事業を展開できればなというふうに考えてございます。

渋江委員 ありがとうございます。実績の御説明いただいて、5年もやって、何でこの先5年でなくて2年なんだろうと思って聞いていたんですけども、その橋渡しとして2年ということですね。

みどり公園課長 すみません、ちょっと補足で。実はこの2年としたのは、平成30年度から区の新たな計画、総合的な計画と申しましょうか、総合計画というのを展開することになってございます。その中ではこのみどりの施策、このモデル地区事業も含めて新たな施策展開をしていくことになろうかなと思っていますので、その時期に合わせてというふうに考えてございます。

渋江委員 ありがとうございます。笹筒地域と、今回、新宿駅周辺だけでしたけれども、それに例えば榎町地域とか、柏木地域なんかで地域を拡充してやっていくというのがどこかにある目標の中でこの2年間の継続ということであれば、じゃ、今度その2年で具体的にどんな数値目標にするのか。

それからあともう一つ、実績の御説明があって、目に見える数値ではあるんですけども、もう一つはやっぱり住んでいる方々の、もともとこういうモデル事業というのが、住んでいる方によりよい住環境を与えるという、そして癒やしの空間を与えるということで心理的な効果もあると思うんですね。そういう面から昔アンケートをなさっているというお話をさ

れていたことがあったと思うんですけれども、アンケートなんかでもそういう結果が出ているのであれば、箆笥地域でどう、あるいは新宿駅周辺でこうというような意見が上がっているのであれば、それも一つの実績として提示していただければなというふうに思います。

以上です。

渡辺委員 すみません、よろしいですか。

熊谷会長 はい、渡辺委員、お願いします。

渡辺委員 すみません。私、箆笥地域に住んでおまして、地区協議会のみどりの分科会に入っておりますので、ちょっと一言申し上げます。

うちのほうも数年前から、みどりの分科会のほうでお花を植えていらっしゃる方とか、大事にいらっしゃる方を毎年10名ぐらい表彰しているんですね。10名とか、または団体で、マンションとか。これだけやって皆さんに植木を差し上げているので、やっぱり高木というのはちょっと植えるところがないということで、いつも鉢植えを差し上げている。でも皆さん結構きれいにいただいているんでして。

うちのほうは、箆笥地区は45町会あるんですが、すごく町会の方の活動も活発で、私の横寺町って住んでいるところもプランターで全部目抜き通りにやっておりますけれども、夏の水やりとか、結構大変になってくるんですね。ことしも少しプランターを小さいものにしたんですが。それを自分の敷地内じゃなくて歩道に出している方もいらっしゃるんですね。まずそういうところを整備しなきゃいけないと思っているんですけれども。

何しろ土地が限られていて、みんな一生懸命やっていることはやっていると思いますし、これどういうふうに調査なさったのかわからないんですが、屋上に関しては、やはり建てる時に屋上をちゃんとケアしてやらないとだめですよ。屋上というのは一朝一夕にはいかないと思っておりますが、プランターを置くとか、植木鉢を置くとか、例えば公園の緑化、私もやっておりますけれども、公園に花を植える、そういうことは結構やっていますので、もしかして少し今度の調査で上がるかなと思っております。少なくともないだけでもよかったかなという感じがいたします。

ですから地元の広報紙なんかをどうぞお使いになって、どんどんPRなさったらいいのかなという感じです。

熊谷会長 ありがとうございます。

屋上緑化の推進モデル地区についてはいかがでしょうか。これは、じゃ、副会長、御専門ですので、ひとつ御質問なり御意見なり総括なりしていただけますか、屋上緑化。先生がい

るのに全然進んでいないっていうのはおかしいなと思って。

興水副会長 申しわけありません。先ほど渋谷委員からも御質問があったんですけど、2年というのが、ただ総合計画に合わせるからだけというのはちょっと何か、そんなにやる必要があるのかなという、ちょっとわからなかったんですけど。

それはお金の話も絡んでくるんですね。これお金がかかる事業ですからね。やっぱり総合計画でこれからどの程度緑化の部門に財政的な支援をしていくかということはやっぱり区の大事な行政の一環の一つですから。

そういう意味では、今までどのぐらいこのモデル地区に対してお金かけてきたかという、お金の実績がちょっと出ていなかったの。出しにくいのかもかもしれませんけれども。その辺も含めて合わせてこれ考えていかないと。2年でいいのか。じゃ、あと2年終わったら、次またオリンピックまでに3年延長するかとか、あるいはもっと5年までやるかとか、いろんな話になっていくんだろうと思うので。

骨太の何か大きな方針をそろそろ持っていて、それが総合計画に反映されると生きていくんだろうと思うんですけども。その辺はいずれかの機会にもう一度、この審議会でも御披露いただけるといいかなと思いますけれども。よろしく願いいたします。

熊谷会長 屋上緑化、これ、いかがでしょうか。

はい。藤田委員、お願いします。

藤田委員 私ずっと屋上緑化をやっております、やはり屋上緑化というのは建物の上に乗せるので重さの問題というのはどうしても出てくると。なかなか普通の建物ですと平米60キロという土の厚さが5センチとかそこらしかない。そういったことで、今まではメーカーさん主導で、おもしろくない緑化しかなかったんですね。

こここのところ練馬区でちょっとやってみたんですけど、我々、造園屋が提案する軽量化というのいろいろやっていますので、そういったものを普及することで、軽くてもある程度きれいな緑化ができるということを提示してやれば、やってくれるところも出てくるんじゃないかなというふうに思っております。

熊谷会長 はい、どうぞ。武山委員。

武山委員 屋上緑化なんですけれども、このエリアというのは、古いビルは新しいビルにかえよう、耐震にかえようということで再開発ですよ。再開発するビルというのはメリットとしてはやっぱり高層化という形になってきて、今、東口のほうはイーストをつくってエリアを決めて、今、再開発。それから西口のほうは、今ほとんど西新宿八丁目が完成間近ですけ

ど、全てが本当に高層大きなマンションでエリアをつくってやっている。ですから面積的には狭くなるけれども高いビルになって屋上は無理だ。じゃ、周りの街路樹で何とかカバーしようという形で、街路樹的なみどりをここのエリアはふやしているエリアなんですね。

ですから、屋上緑化というのは多分、数字的にはこれではふえないと思うんですね。逆に言えば屋上をやめて、ビルを新しくしたいというのがこの古いビルの持ち主の意見ですので、そういう意味では街路樹。ただ道路をつくるんじゃなくて、道路の脇にはきれいな並木をつくるというような方針のほうが現実的じゃないかなという意見は、まちを見ていてそう思いますし、商店会としてもそういう形での新しい商店街づくりというのを今、企画しているところでございます。

熊谷会長 副会長、100メートルとか200メートルの上の屋上を緑化して意味あるんですかね。

輿水副会長 最近できたビルで虎ノ門ヒルズがありますね。下に道路が通っている。道路の上のところだけちょっと緑化されているんですね。ああいうふうに高層ビルにしても低層階のところ緑化をすると下からのビルにつながって行って、まちのみどりになるんですね。

それはその建築のデザインの問題、それからいろんな周辺の状況との関連もありますから、ただ単に高層にしちゃうとてっぺんがだめだよという話ではなくて、じゃ、下のほうの部分でどういうふうに工夫をするかということも知恵を出せば、屋上緑化もそれなりに意味があるし、そういう例も少しずつではありますけれどもふえてきていますから、いい建築のデザインを提案していただきたいなと思いますね。

そのための誘導策としてこのモデル地区なりがうまく機能していけばいいので、その辺が、このみどりのモデル地区のいいところがどこまでちゃんと広がって伝わっているのかなというあたりが少し心配。

私もこんなにお金出しているのかって知らなかったです。相当いいメリット、いいですね、これだけ融資していただくと。そのことが余りまだ伝わっていないというような気がしますよね。ところが余り伝わっちゃって、我も、我もとなると、さっきからちょっと心配しているように、お金かかっちゃうと、もう予算ありませんと。ごめんなさい、ちょっとお金切れちゃったのもうだめですという話になると苦しいので、こういう助成というのはどのぐらいお金を用意しておけばいいのかというのはなかなか読みが難しい部分もありますよね。ポケットが大きくて幾らでも出せるんだったらいいんですけども。そうでないとなると、どこまで宣伝していいのかというあたりもありますね。

だから実績があって、それプラス少しずつ出していくというような、そういう施策を展開

できるといいかと思えますけどね。そういう意味でどのぐらい今までお金使ったのというのを伺ったのはそれもあって。今後どのぐらい用意したらいいかと、お金を。

熊谷会長 はい、椎名委員。

黒森委員 よく草屋根っていいですよ。ああいうのって新宿みたいな防火地域が多いところで許可になるんですか。

藤田委員 下地が防火になっていれば、上に乗せるものが可燃であっても、それは一応消防法のほうではオーケーというふうになっているようです。ただ飛び火の問題はどうしても出てくるので、それは気をつけなければいけないというのがあります。

黒森委員 何かテレビで見ましたけど、よく草屋根でお花を植えたり、すごくロマンチックなんですけど。例えばあれやると、これ上限50万円しか出ないなら、かなりかかるものでしょ、あれはね。そうするとやっぱりいいなと思っても手が出ないわけですね、これね。

熊谷会長 はい、どうぞ。

椎名委員 先ほどお金の話が出ていましたけど、予算の執行率というのはどうなんでしょう、5年間で。いや、大まかでいいんですけど、何パーセントとか。

みどりの係長 先ほど言いました助成金のほう、屋上と地上部合わせてなんですけれども、ここ2～3年では大体80から90%ぐらいです。

椎名委員 ああ、そうですか、じゃ、区の予定どおりということですか。だったら問題、逆に言えば、政策的には問題がないと言わざるを得ないですね。ただ……

みどりの係長 モデル地区でやっぱり実績をつくりたかったという思いはあったものですから。

椎名委員 でもそれは予算をもっとちゃんとつけて、執行率が20%とか30%なら、これはね。だけど80%の執行率なら決して悪い執行率じゃないですよ。ということはそもそも、何と言うか……そこら辺はいいですよ、はっきり言って。そんな問題じゃなくて。

2年延ばすというときに、今度は延ばすときの例えばみどりの推進モデル地区の筆筒町ですか、ここら辺とかでは、例えば建てかえ需要がどのぐらいあるとか、そういうのをあらかじめつかんでいるかどうかということ。これ建てかえのときじゃないと、きっと、すごく奇抜な方はやるけど。でもここら辺、恐らくかなりもう密集しているところですから、今から空き地をとというのは余りないと思う。

あるとすれば、それはブロック塀、さっき出ましたね、鉄筋の入っていないブロック塀ってあるんじゃないですか、路地裏に。そういうところ、もうかなり危険ですから、そういう危険性からの、例えばブロック地図、危険ブロック地図みたいなものを、保証できないです

よ、保証はできなくても何かつくるとか。そうすると箕筒町区域の危険な、接道部にあるブロックは何パーセントありますか。そういう資料をつくるとか。それを生垣にかえることが一番早いですよね。もちろん鉄筋入れてちゃんをつくればいいんですけど、うんとお金かかりますし、助成制度もないですから。

かなりの助成、お金的には、生垣としてはかなり助成するとかだと思っんですよね。今、植木の値段下がっていますからね。結構な助成額だと思っんですね。

そういうものとか、あと建てかえのときに、例えばセットバックしたら、このお金を出すというのはいいんですけど、これだけじゃ動機づけにならないと思っますね。できるならば、例のその容積率のおまけとか、何か要するに建てるときの収支計画がありますよね。この家を建てて、賃貸にして、どのぐらいあるから採算がとれるとかとれないとかで、10年で返すとかあるじゃないですか。そういう中に、そういうセットバックしたときに、みどりにすることによってそこに影響が出るというような、そろばん勘定の上に乗るような何か制度みたいなのを考えてあげるといっのも一つあると思っんですよね。

そうすると、動機づけで10人のうち1人ぐらいは、10軒やるとすれば、うちはそれやれば採算上マンションみたいなものができて、その前セットバックした部分、セットバックの部分じゃなきゃだめですよ、セットバックした部分を緑化すればそうなるんならやってみようとか。要するに商売の関係でそういう動機づけをしないと、ただ努力といっるか、その人の個人的な努力だけではちょっと無理が。

それと防災とか、まだあると思っんですよ。だからこの2年間といっるのは、先ほど屋上緑化の話もありましたよね。でも今、もうビル満杯じゃないですか。恐らくみんな。そうすると先ほどおっしゃったように、容積率をうまく利用して、もしビルだったところが壊して再開発して、セットバックや何かをして、そこがみどりの空間になれば、それはそれで数えていいんじゃないですか。むしろ。そういう何か助成のやり方みたいなものを考えてあげれば。それは屋上緑化じゃなくて、地面のみどりでですから、逆に言うともっといいですよ、新宿区にとってもね。

そういう何か誘導の仕方、そういうのをもうちょっとこの2年間で考えて、やったほうがいいのかなど。80%といっる執行率が、数字からいっるといっかにも行政的には問題ないんですよ。予算見ていたのが80%執行しているんです。それは結果がこっういっふうに出てきちゃうといっることになると、その辺がちょっと齟齬があるんじゃないかなといっる気がしますね。

恐らく根拠を持ってやらないと財政当局も認めてくれないから、こっういっところにやるん

だ。そのためにはこういう住民の方に真剣に考えてもらうようなステージをつくるんですみたいな、何かそういうものがこの2年で考えられて、そのための延長期間というか、そんなふうにしたらいんじゃないかなという気がしますけど、どうでしょうか。私も余り詳しくはないので、そんなことで。

熊谷会長 小池委員、どうぞ。

小池委員 ちょっとさっき笹筒町に住んでいらっしゃる方のお話を聞いたんですけれども、私がそこに住んでいたときに、どういう説明を受けたらやる気になるのかなと考えたんですね。このみどり緑化するために動機づけというのでしょうか。

例えば同じようなみどりの葉でもってゴーヤの頒布会をやっていますね、夏に。日陰になるよと。あれは非常に動機づけがシンプルでわかりやすいんですけど。ですから非常にあれは応募数が多いというお話を聞いたんですけど。

笹筒町というのをもっとどうしたらいいのか。もっとみどりを多くしたら、例えば火災があったときにここに木があることによって大丈夫だよとか。それから屋上緑化にしても、屋上緑化することによってこうこうこういうメリットがあって、そして例えばケーススタディー、過去のケーススタディーみたいなものを見せて、こんなにいいことがあったというような。

どういう説明をされているのかなというのはちょっとお聞きしたいなと思いました。明確な動機づけと、それから今までの成功例みたいなケーススタディー、例えばお花がたくさんあったらお店に来る人がふえたよとか、何かそういうようなやる気を起こさせるような御説明の仕方をなさっているのかなという。もしそれがなければ、これからそういう方向で説明をなさっていくといいんじゃないかと思いました。

熊谷会長 はい、渡辺委員、お願いします。

渡辺委員 今、大日本印刷でみどりの森というのをつくっていますよね。あれができるとちょっと、零点何パーセント上がるかと思っております。それから、今、動機づけとおっしゃったんですけど、防災の方とも協力して。

ただ、お花って、毎日水あげたり、手入れしないと枯れてしまうので、結構公園の水やりも、私1週間に1回なんですけど、夏は厳しいし、冬は寒いし。それを維持していくというのは結構大変ですよ。エンドレスなので、ボランティアの方をお願いして大変だと思います。ただ植えてしまっても、その後のケアというのが結構大変ですね。

熊谷会長 はい、鶴田委員。

鶴田委員 このみどりの推進モデル地区と屋上緑化等推進モデル地区で、箕筒地区と新宿で分けていらっしゃるんですけど、先ほど武山委員からも御意見あったように、この手法をこの地区で今こういう分け方しておくのが効果的なのかどうか。

例えば両方の地区で、この両方の方法を織り交ぜてもいいというような形にするとか。恐らく飯田橋のあたりとかでも中層ぐらいのビルの建てかえとかという需要がありそうですし、新宿地区でも並木であれば、高木であれば需要があるというような可能性もあるのではないかと。それが5年前の状況と現在の状況で見直してみたいなものがされているのかどうかというのがちょっと心配です。

熊谷会長 何か課長ありますか。

みどり公園課長 今さまざまな御意見をお寄せいただきました。すみません、全てにお答えできるかどうかあれなんですけれども。

私どもこのモデル地区事業をやっていく中で、やっぱり助成金、全体で見ればモデル地区以外のものも含めて執行状況はまあいいほうかなということはあるんですけども、せっかくこの21年度からモデル地区事業をやっているのに、力を入れていろいろPRしてきたにもかかわらずなかなか実績がないというのはなぜなんだろうということは、やはり検証する必要があるかと思えます。

やはり助成金というのは、それを使っていただくことでみどりをふやす。そういう誘導していくというためのシステムですので、より使っていただけるような仕組みというのを改めて検証していく必要があるかと思えます。

また動機づけということに関しましては、私ども正直、ふやしてくださいということは、やってくださいというお願いはしてきましたけど、なかなか動機づけという点でも少し弱いかなと。確かに手入れが大変だということもあります。そこをどうケアするかというのは非常に難しいところがあるんですけども、動機づけという点も含めて考えていく必要があるかと思えます。

それから細街路等の問題、実は都市計画部のほうでもブロック塀、私どもと連携してブロック塀の除去等にも助成制度を設けていますし、相互にPRをしているというところではございます。細街路のほうでは、記憶で申しわけありませんが、後退した部分を区に寄付するなりということをするれば、ある程度税制面で優遇されるというようなそういうインセンティブも持っているというのはございます。

いろんな都市に求められる機能ですとか、まちをどのようにしていくのか、そういう皆様

の意見をお伺いしていますと、総合的な見地からこのみどりの施策というのを展開していかなければいけないのかなということを改めて認識した次第でございます。

興水副会長 行政がやはり一番苦手とするところは、戦略がなかなか立てられないか、それを実行しにくいと。施策を言えばあとはやってくれるだろうという、そういう部分がどうしてもあるんですよね。なかなかこう動けないというか、動かないというか、腰が重いというか、それはもうどこでもそうなんですけれども。

ほかの区や市から見れば、新宿区なんて全域どこでも屋上緑化やるようなそういう地域ですよね。落合とかはちょっとあるかもしれない。でも落合だって大きな屋敷がアパートになっちゃうとかって例がありますよね。下の地べたのみどりがなくなっちゃう。だから、代替措置として屋上にみどりをしましょうといったときに、そのアパートを計画設計するメーカー、その人が地主に「屋上緑化しませんか。今だったら50万円補助出ますよ」というふうに言うところこれは生きてくるんですよね。

個人の人に50万円あるから屋上緑化しませんかって、それはしませんよ、そんなにメリットないですから。エコカー減税みたいに、今のチャンスだったら50万円とか何か補助金出しますよといったらば、車を買う人にとってはメリットがあるんですけれども。ですから車を買おうという人が使えるような誘導措置ですね。

だから家を解体してアパートにするという人に営業して、今だったら屋上にみどりやると50万円の補助がもらえますよというレベルですね。先ほど大日本印刷の話が出ましたけれども、大日本印刷、大成建設ってあの組み合わせでしたらこんな50万円なんて別に何でもなし額ですから全然メリットないですよ。むしろこれは個人でやるときのスケールですよ、50万円というのは。

ですから、建てかえをしてアパートになったときに地べたのみどりがなくなる。その分を屋上にやりましょう。だったら50万円今だったらもらえますよとなれば、ハウスメーカーの人が自分のところで注文を受けたいから、この50万円を宣伝に使って、今、新宿区でやれば50万円もらえるんですよ、やりませんか、それをハウスメーカーの人が営業に使える。

だからこの施策の一番説明するターゲットは個人の家じゃなくて、ハウスメーカーです。一緒に宣伝してもらおうと。この制度を。そういうふうな戦略を立てないとなかなかこれ生きてこないと思うんですよね。確かに80%予算執行されているようなんですけれども、もっともっと積極的に枠もふやして、うんとやるとなれば、そういうふうな営業戦略があるんですけど、そこまで区がやり切れるかどうか。本当はやっていただきたいんですけど、なかなか。そう

いう感じがしますね

熊谷会長 ありがとうございます。

基本的にはこの新宿区のみどりの基本計画で、このときに大変いろんな議論をして、みどりの審議会とか、区のみどりの公園課とか、そういうところだけではどうしても新宿区のみどりというのは維持もふやすことも創造も難しいねと。結局は都市計画の問題だし、建築の問題だし、そういうことで全部、道路も含めて総合で都市の計画としてやらんといかんなどという話であって。

だから公開空地とか、幾らでも平面的なみどりをふやす方法はあるんですよ。ただそれは個人的な住宅とか、あるいは250平米以下とか、そういう規模で全く違う話なので。

それで今一つ動いているのは、区の中の個人の住宅じゃなくて、公共の区の中にある国とか都とかそういうところを積極的に新宿として、いい意味で協力をさせていただいて、全体をふやすと。そういうところのみどりの質を上げると。

これにまず力を注いでもらって、そうすると隣のみどりが質が高まれば、その結果その周りの個人の住宅の方たちも建てかえのときに考えるんですよ。だからそういうインセンティブをきちっとつくって行って、新宿区は全体としてみどりに対して力を入れているんだと。区長が先頭に立って。そういう意味では、前の中山区長は非常に積極的で、たまたま新宿区はほかの区に比べて財政状況よかったですから、それを重点的に各部署にまいて、それのお金がこの基本的なさっきの助成金に来ているんですよ。こんな単価の高い助成金は普通の区はとても出せないですよ。

だから、何かそういう大きな流れをつくるのがやっぱり区とか都とか国の話であって、区はどっちかというところ、そういうところで公共的なところで力を出さないといけないし。新しい区長が聞いてないといけないんですけど、区長はそういうところで積極的にやってもらわないと困る。

もう一つは先ほど来出ている一般の区民の方々は、限られた敷地の中でどうやったら自分たちが緑化に協力できるかなというところの説明を何とか、逆に区のみどりの公園課はやる必要があるんですよ。

こういう助成制度がありますよというのは、先ほど副会長が言ったように、ちょっとまだ、区民の方は理解できないので、どなたか言われたように、モデルの個人住宅を幾つかつくって。例えばここの生垣はすごくすてきなもので、これと同じように考えていただければ幾らの助成制度がありますよとか。何かそういう、区の中の個人の人ができるような意味でのモデ

ル事業みたいなのを、パンフレットにして。こういう例は工事費幾らでできますと。その3分の2は区でお手伝いできますよというようなことであれば、多分それがチラシで入っていれば、建てかえとか何かのときに考えられると思うんですけど。わからないですよ、区のここの平米当たり幾らの助成金が出ますといっても、一般の人にはぴんと来ないんですよ。

だから、そこはきょう御意見が出たように、区民の目線に立って、どうしたらうまく協力を得られるかということを考えなきゃいけないし、と同時にやっぱりもっと審議会としては、もうちょっと全体的なみどりの量と質を上げるにはどうしたらいいかというのを、ぜひ皆さんで御意見をいただいて、戦略を立てて、部長以下みんなに頑張ってもらおうと。そんなことを。

どうしても、何回も思うんですけども、課長は建築専門ですよ。だから建築とか、それから都市計画のほかの審議会とか部局の人がここの委員会に何人かオブザーバーでもいいけれども出られるようなことになれば、彼らから説明を聞くとぱっと全体が見えてきますから。逆にこっちでそういう部署へ伝えてほしいことは直にそういうところに言っていただいて、そちらの審議会なり何かで考えてもらおう。そういう体制をつくっていかないと。どうもばらばらなんですよ。

ここにも景観審議会ってあるんですよ。景観審議会でもみどりの話、多分出ていると思いますよ。だけどそれがどうなっているかというのは余りこっちへ伝わってこないんですよ。そうすればもうここでやられるような話の違った観点ですごくいいアイデアが出ていたはずなんですよ。向こうはそういったアイデアだけ出して、我々みたいに具体的なものを持っていないんですよ、手立てを。みどりの審議会は持っているんですから、こういう保護制度とか助成制度。

だからそこをうまくつなげば結構、皆さんがいら立っている部分はかなり解消されて、それから、みどり公園課としてもやりやすいと思うんですよ。みどり公園課から他の部局へ言っていくと、うるせえという話になっちゃうんですよ。だけど審議会から行けば。だからぜひ審議会をつなぐ何かそういう制度が、もうここの審議会も随分20年ぐらいやっていますから、そういう実績をもとにぜひ今度の新しい区長にはそういう横割りのいろんな意味でのしくみをつくっていただけるように。部長。

みどり土木部長 土木部長でございます。さまざまな御意見ありがとうございます。今回提案しているのは、あくまでも5年で終わりに我々もしたくなくて、ぜひみどりをもっともっとふやしていきたいという思いで、過渡期でございますので、ちょっと中途半端な2年間とい

うふうにさせていただきましたが、これで終わるつもりは全くなくて、繰り返しになりますが、次に向けてステップにさせていただいて、その間にさまざまな本日の御意見なども踏まえまして、もっともっといい進め方を考えていきたいと思ひますし、また審議会でも時々こういう節目節目に御意見をいただきたいなというふうに思っております。

それから、会長から耳の痛い御意見をいただきましたけど、まさしくそのとおりでございまして、我々みどりの審議会のほかにも、かかわるといへば景観審議会であるとか、都市計画審議会、さまざまな同じようなところでの議論がありますので、これについては我々も皆様にもそういう他の審議会のどんなことが行われているとか、特にみどりに関することについては、今後、すみません、今まで確かに一度もそういうことは打ち合わせをしたことがありませんでしたので、今後、気をつけて、かかわることがありましたら提供していきたいと思ひますし、また新区長にもまだ審議会のことについて我々も報告していないところもございまして、本日の議事録なども踏まえまして、こんなような審議会で進めているということも報告をさせていただきたいと思ひています。そしてより一層、皆さんの議論が生かせるように今後も進めていきたいと思ひしておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

熊谷会長 すみません、まだ議事が残っているので、まだこれに関しては幾らでも御意見をいただける機会があると思ひますので、次へ進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎新宿中央公園芝生広場の改良について

熊谷会長 それでは3番目の審議事項でございます。新宿中央公園芝生広場の改良についてに移りたいと思ひます。事務局より御説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは審議事項の3番目でございます。(3)新宿中央公園芝生広場の改良について御説明をさせていただきます。担当のほうから御説明をさせていただきます。

事務局担当 担当の公園管理係の森と申します。よろしくお願いいたします。新宿中央公園芝生広場の改良について御説明いたします。

資料4とこのスライドを使って御説明します。

まず前段として新宿中央公園芝生広場の現況についてですけれども、新宿中央公園の北側にあります芝生広場、これが昨年の葉があるころの写真でございますが、このように樹木が茂っていて、全体的に薄暗くなっています。これにより日照不足で芝が枯れまして広い範囲

で地面が露出しております。

また、広場なんですけれども、広場の中に入って利用する人の姿が少なく十分に活用されていない状況です。このため今回これらの問題を解消して、明るく開放的な空間をつくるために改良を行うことといたしました。

こちらは資料の……

みどり公園課長 ちょっと森さん、いい？ちよっととめます。照明をつけてください。

すみません、いきなりでわかりにくかったと思いますが、この資料4を1枚めくっていただきまして、改良図というのがついてございます。地図全体の公園周辺も含めた地図はついてございせんけれども、新宿中央公園が左上のほうに公園全体の地図がございまして、右側が都庁になります。芝生広場というのはおおむねこの位置にある、A、Bと書かれた位置にあるということを御説明させていただいた上で、先に進めさせていただきます。

事務局担当 すみません、続けさせていただきます。

こちらが資料の2ページ目に載せているイメージ図なんですけれども、まず赤い枠で囲った大小2つ合わせて芝生広場と呼びます。今回の改良では大きいほう、右側をA区域、小さいほうをB区域と呼んでおります。この図の説明ですが、緑の丸、こちらが今回、芝生広場の中の高木ですが、整理の対象外とする樹木で、こちらの赤いピンクの丸が対象樹木、切る樹木でございます。

こちらが改良前の、今はえている木のイメージ図、切った後の改良後のイメージ図がこのようになっております。補足ですが、伐採する樹木については、なるべく地面に近いところで切りまして、今後、芝生広場の中に入って利用する方がつまずいたりすることのないようにする予定になっております。

伐採の対象となっている樹種はケヤキ、イチョウ、クスノキ、イヌザクラの計4種類です。A区域のほうで17本、B区域のほうで31本切りまして、全体の今はえている117本のうち48本を伐採する予定になっております。特に生育状況のよくない木や、南側に寄っている日を遮るような木を主な対象としております。

生育状況のよくない木について、資料の4ページのほうに一部、例の写真を載せております。一部樹皮が欠損してしまったケヤキや、腐食、腐って欠けが発生してしまっているケヤキ、枝が重なり合って、枝のはえ方がよくなっていないものや、イチョウやクスノキなどに斑点性の病害が葉に多くみられるものなど、さまざまなよくない状況が確認されております。

改良によって見込まれる効果です。(1)日照の確保による芝等の再生。(2)レクリエーションやピクニックなど広場の利用向上。(3)桜や紅葉などを観賞する場所としての活用。(4)イベント会場としての活用。(5)蚊の発生抑制。これらの効果を見込んでおります。

下の2枚の写真は資料の一番最後5ページ目に載せておりました、こちら(2)レクリエーション利用のイメージとして、昨年10月29日のおとめ山公園全面開園記念のフェスタのときの利用の写真です。

こちらの写真は同じく昨年ですが、3月29日に新宿中央公園で行われました東京アウトサイドフェスタというイベントのときのお子様向けのイベント利用のイメージです。このような、人々に広く利用して楽しんで、賑わって利用していただけるような広場になることを目的としています。

次に利用者説明会についてです。今回の改良は通常の公園の維持管理の中で行うものですが、大きく様子が変わるものですので、一般の利用者の方々の意見を伺う場を設けました。昨日2月3日15時から角筈地域センターで行いまして、参加者13名の方に来ていただきまして、さまざまな御意見をいただきました。

主な意見につきましては、切った木の再利用について、どう検討しているのか。改良後の広場の利用方法、自由に利用できるのかとか、不適切な利用をどう防止するのか。またA区域はもう少し本数を切ってもよいのではないかと。イヌザクラは余り見かけない木なので残してほしい等の御意見が出ました。

切った木の再利用についてですが、みどりの係のほうから幾つか提案が出ております。

また、指定管理者、新宿中央公園は指定管理者制度を導入して管理を行っておりますけれども、そちらとも何かできないか検討を進めているところです。改良後の芝生広場の利用についても、皆様に気持ちよく利用していただけるよう考えていくつもりでございます。

あと、イヌザクラという木がA区域にあるんですけども、余りほかの公園では植わっていない木なので珍しいという御意見がありました。これについては、株立ちと違って見た目4本に分かれているんですが、そのうち2本にウロが発生してよくない状態なので、2本については切りますが、残る2本についてはそのまま残せるのではないかと検討しております。

また、公園のサポーターという方々、いつも我々と一緒に公園の管理等を手伝っていただいている方々や、エコギャラリー新宿、周辺の町会長様等にも御連絡をいたしました。今のところ特に御意見はいただいております。

今後の予定です。まず先ほど御説明したA区域、B区域に分けて行いまして、まず第1期として2月中旬から3月中旬、A区域17本の伐採。2番目として4月中旬以降にB区域、31本の伐採を行う予定です。

御説明は以上です。

みどり公園課長 会長、少し補足させていただきます。先ほど担当から御説明をさせていただきました新宿中央公園芝生広場の改良についてでございますが、資料の頭紙をご覧くださいたくお願いいたします。

書いてある内容は先ほど説明があったとおりでございますが、この区立新宿中央公園は平成25年度から指定管理者制度を導入して1年半ほどたちますが、もうすぐ2年たちますが、かなり私どもとも連携しながら公園の改善に努めてきたところでございまして、利用者が比較的イベントなどを通じて喜んでいただいて、利用者も多くなってきているという状況はございます。

ただこの芝生広場につきまして、中央公園自体は昭和43年の開園、パンフレットを今お配りしています、こちらにも記載してございますが、その後、区に昭和50年に移管されまして、この芝生広場自体は昭和50年代半ば、57年に一旦改良工事を行ってほぼ現在のようになっているわけですが、広場内の樹木かなり成長してきました。

利用者からは、薄暗くて怖いですとか、余り積極的な利用がされていない。広場の中にも余り人がいるところを見かけないという状況でございます。私どもといたしましては、公園をより使っていただく、広場を広場として使っていただくということをやっていききたいというふうに思っておりまして、今回のようなことを考えた次第です。

一方で私ども、樹木を守り育てるという視点も仕事の中でございますので、その兼ね合いと申しますか、一方では公園をきちっと維持管理していくという立場でもございます。そのジレンマはございまして、今回このような思い切ったことをやっていこうとしているわけでございますけれども、ぜひ私ども、明るく賑わいのある公園づくりを進めていきたいと考えておりますので、何とぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

熊谷会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。何か御質問なり御意見がございましたら。

はい、どうぞ、藤田委員。

藤田委員 芝生というのはかなり光を要求しますよね。大体利用するところだと1日4時間以上の日照が必要というふうに言われていますので。この図を見ますと、多分4時間確保は

できないんじゃないかなと。

芝生でもいろんな種類がありますけれども、最近東京なんかでは温暖化の影響で南方系の芝生が育つようになって。南方系の芝生ですと、高麗芝とか野芝よりは暗いところでも育つ。ただちょっと値段が高くなっちゃうんですけれども。それとか管理は大変ですけど西洋芝にするという手も。西洋芝ですと2時間とかそこらでも育ってくると思いますので。

木を切る本数をふやすか、そういうふうな形で芝生の種類を変えるとか。そういう両方を検討したほうがいいかなというふうに思います。

熊谷会長 事務局いかがですか、今の芝生の。

みどり公園課長 この広場内の植物、芝にするのがよいのか、またはクローバーですとか、そういういわゆる草地として管理していくのがよいのかというのは、私どもも今考えている最中ございまして。いわゆるゴルフ場のような芝というのではなくて、どちらかというと同レベルというイメージのほうがこの場所にはふさわしいのかなということは、今のところ考えているところでございます。

熊谷会長 はい、どうぞ、武山委員。

武山委員 公園というイメージがありますので、このパンフレットにあるとおり芝生広場という名前にふさわしい今、状況じゃないのであれば、やはり伐採して、日が当たる、親子連れがここで食事をするとかのんびりできる場所として提供するのには公園としては普通じゃないかと思えます。

この先に代々木公園、明治神宮がございますけれども、明治神宮はあれほど森があっても宝物殿の前はこれと同じように大きな広場、オープンスペースもありますし、代々木公園も同じように芝生広場があります。

だからって周りの木を大切にしていけないわけじゃありませんので、やはり公園という位置づけからは、ここの現地行ったことありますけれども、これはなんだなというような感じで、いつも熊野神社のほうに中を通り抜けているんですけれども。やはりきれいな公園という意味では伐採もやむを得ないなというふうに思っております。

熊谷会長 ほかに御意見ございますか。

はい、椎名委員。

椎名委員 改良後も大分樹木があるので、芝生広場はちょっといいかなと思いますね。新宿御苑の広場とか、昭和記念公園の広場とか、そこのレベルにはちょっといけないですね。申しわけないですけど。

ほかの木切ると、残った木がどんどん枝が張ってきますから。先ほど藤田委員がおっしゃったように、やっぱり日照時間がかなり難しくなる。ですから全部切るかですよね、これ。私、樹木医ですので、それは絶対薦めません。

ですから緩行的にだんだんやっていくということになると、その辺、中途半端ですけども、これ13人の住民説明会ですね。ビジネスの方も大分利用されているでしょう。ですからほかの声というか、そういうものもちょっと配慮しないといけないところですね。新宿中央公園はやはり新宿副都心の一つの憩いの場というか、そういうものでもあるわけですから。

それともう一つあれなのは、こういうふうに木が育ってきますと、一つの生態系が構築されまして、玉川上水で文化財の小金井桜のことを国の名勝で小金井というんですけど、あそこはどこの管理しているとは言いませんけど、管理もおろそかになっていて、ヤマザクラのところに雑木がいっぱいはえてきて。ヤマザクラは国の名勝ですので、文化財保護法上はヤマザクラを保護しなきゃいけない。管理者責任、これありますね。当然、文化財保護法ですから、その管理者ですから。管理者責任は指定されればとらなきゃいかん。これは大正13年に指定されたものですからね。

ところが今、ケヤキとか、クヌギとかこんなところがいっぱいはえてきて。ところがその下に、雑木の林床の植物が、例えばニリンソウとかワレモコウとか、そういう一つの生態ができちゃっているんですよ。

ですからここら辺、ここでそういう生態系が長い間、芝生広場の考えを放棄していたと言っちゃ申しわけないですけど、いろいろお金の関係もあるんでしょうけど、そういうものがあるかないかもちょっと調べておいたほうがいいですよ。一つの全体の生態系の中で成立しているということになれば、それはそれで樹木の努力というか、植物の努力というか、そういうものを認めなきゃいけない部分もあると思うんですね。

ただ芝生広場は、ゾーニングでは芝生広場になっていますので、何とかしないといけませんけれども、そのA、B全部という話じゃなくて、そういうものも勘案してですかね。緩行的にゆっくりやるという感じですかね。大分弱っている木もたくさんあるようですので。ある意味、管理公園の一つなんですかね。そのぐらいの考えで。

ただ、区の考え方としては、本当の道筋はそういうところなんですけど、でもあからさまにA、B全部芝生広場にするよというのじゃなくて、もうちょっと調べて、いろんな事象を調べたほうがいいんじゃないですかね。というのは地元だけでもいいですけども、やっぱりそこでいろいろ楽しむ方とかね。さつき桜を見たいという話もありましたけれども、桜が

どういうふうにあるのか、それをどう見えるのかというようなこともきちっとデータを持ってやられたほうがいいんじゃないですかね。

この公園で芝生広場はやっぱり必要だと思いますよ。ただ、これだけになっちゃっているということは、そう簡単には元に戻せないと思うんですよ。それはそういう意味があれば、それをやっていかなきゃいけないんですけど、一方ではこういう樹種があって、その環境で下草があって、一つの生態系ができ上がってれば、それも認めざるを得ないというようなことも勘案しながらやらざるを得ないのかなと思いますね。強い意思を持って芝生広場をつくるというのは変わらないと思いますけどね。

熊谷会長 ありがとうございます。

日南田委員。

日南田委員 すみません、私は柏木地区の住人なんですけれども、さっきのあれで言いますとみどりが一番少ない地域みたいなのでちょっとショックだったんですが、それはそれとして。

私は中央公園というのは余りよく知らないんですね。昭和50年ごろですかね、夜間の防災訓練で、あそこに柏木のほうからずっと歩いて行った記憶はあるんですけども、昼間あそこの中に入ったということがないので、中の様子は全然わからないんです。

それでちょっとお聞きしたいんですけども、うちのそばに、規模は全然違いますけれども北新宿公園というのがあります、その公園の中に地域住民の希望で犬を入れてはいけないという決まりを公園課のほうといろいろお話し合いもしまして、今現在犬は入れていないんですけども、中央公園のほうは、直接みどりと関係はありませんけれども、その辺はどうなんでしょうか。

公園管理係長 お答えします。公園管理係の関根と申します。中央公園、広い公園でありまして、現在犬についてはリードをつければ中の園路を自由に通っていいということになっております。かなりの方が犬の散歩や通り抜け等で利用されています。

日南田委員 ありがとうございます。それからイヌザクラ、北新宿公園にもイヌザクラ、1本ですけどもありますので、機会がありましたら見てください。そんなところですかね。

すみません。ありがとうございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

この新宿中央公園は、皆さん御存知でしょうけれども、前の審議会のときですかね、一番の問題点はホームレスの皆さんのブルーテント村になっていたんですね。都庁のすぐ側近のところへずっとブルーテントが並んで、あんな立派な公園なのにその方たちをどうしたらいい

いかというので、それが一つ大きな課題だったということと、それからそのブルーテントの方だけの利用じゃ困りますから、それで地域の方々にも愛されている公園なので、それをどうするかという大きな問題があるのと、これはつい最近ですけどデング熱あのあたりは結局やぶ化しておくことによって、いろいろなデング熱の発生のための対策が非常におくれてしまうと、これがもう一つ。

それからいわゆる安全面の問題ですよ。結局公園というのは不特定多数の人が集まりますので、子供たちが安全に遊ぶためにはやっぱり見通しがある程度よくないと、つまり隠れるような場所があると非常に管理上も問題があるし、何かあったときに困る。さらには今、防災上で、ある程度の広場を確保しなきゃいけない。つまりあのぐらいでかい面積の公園になると、そういうようないろんな社会的な条件に対応しなきゃならない。

じゃ、かといって、公園のサイドでできることとしたら何かなということで、先ほど課長のほうからちょっと説明ありましたが、このところ1年ほど前から指定管理者で公園管理の専門家を入れて、ずっとあの公園の中をいろんなイベントをしたり、それから特に清掃をしたり。その結果、結果的にはあれだけ繁盛していたブルーテント村がほとんど撤退して、やっと本来の公園らしくなってきた。また戻ってくるようなことになっちゃいけないということと、そういうようないろんな事情があって、一つ見通しのいい広場をつくって、かつ地域の方に利用していただくように努力するのがいいかなというような、そういう背景があるように私は推察しているんですけども。

一方で、今エコの時代ですから、そういう自然とか、生態系が重要だというのは多分皆さんもおわかりになっていらっしゃるんで、何かそういうところを公園に求める方も多分それなりにいらっしゃるんで、今回この計画を審議会の委員の方に見ていただいて、一番いい方法を検討していただきたいということのようでございますので。きょうは大分いろんな御意見を伺っていますので。

これは今回この計画を実行しても、それで全て終わってしまうということではないでしょう。その結果を見て、さらに伐採を広めるとか、あるいは芝をある程度、植生を変えるとか、そういうことも含めて……はい、課長、お願いします。

みどり公園課長 会長の御推察のとおりでございますして、いろんな新宿中央公園、課題がありまして、その課題解決の一翼となればということもございます。

樹木、伐採をするわけでございますけれども、その後の植物への影響、それから下草がどうなるかという点はちょっとやってみないとわからない部分が多分ございますので、その

状況を見ながら少し時間をかけて、じゃ、次どうしていくのかということは考えていきたいと思ひますし、また先ほど御指摘ございました Deng 熱対策という点でも少し手を入れていかなきゃいけないということも考えてございます。

いずれにしましても新宿中央公園、かなりできてから年数もたっておりますし、いろんなところで見直しをしていかなければいけないということは考えてございます。

熊谷会長 いかがでしょうか、この点について。

今回の A、B の案については、お許しいただけますでしょうか。椎名委員。

椎名委員 Deng 熱なら Deng 熱のきちっと説明なされたほうがいいと思ひますね。枯損木とかそういうのが出ていますけど。樹皮欠損とか腐食とかありますけど、スズ病とかありますけれども、これがすぐ伐採につながるかということそれはちょっと無理があるかなと思ひますね。だとすれば別の論理というか、防災上の論理とかあると思ひますね。そういうものも何かきちっとされて、ゆっくりやればいいんじゃないですか。

それと、見通しの問題はいいかと思ひますね。防犯上の問題もあるし、例えば芝生で、高木は残さざるを得ないわけですから、その間はみんなあけちゃうとか、そういう防犯上の配慮とか、そういうものが必要かと思ひますね、それは。一つずつ課題でこうやっていかればいいんじゃないですかね、確認しながら。そうすればうまくいくということですね。やっぱり樹木ですものね。そういうことですかね。

熊谷会長 はい、藤田委員、お願いいたします。

藤田委員 日照時間をはかる、今、魚眼レンズで写真撮影をして、それに太陽軌道図を重ねることで、この地点は何時間確保できるかというのはわかりますので、何点かそういうのをやって、ここはどうしても影になっちゃうから切らざるを得ない、そういう判断をしたほうがいいかなというふうに思っています。

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、本日いただいた委員の方々の御意見を十分に事務局のほうで整理をして、今後の計画なり実施を進めていけたらと思ひますのでよろしくお願いいたします。

椎名委員 すみません、ちょっと。

熊谷会長 はい、どうぞ。

椎名委員 芝生広場というのを、先ほど課長の説明だとそういうものとちょっと違うというお話ありましたよね。これは草地広場とか、何か名称を変えたほうがいいかもしれませんね。芝生広場に恐らくならないと思うんですね。だとすれば雑草を刈るだけでもいいんだという

ことであれば、草地広場とか何かそういう名称を変えるというのも一つの手かもしれません。別に芝生にこだわる必要は、今のお話聞いているとゾーンの目的からいうと芝生にこだわる必要のないようなお話ですので、^{しんしやく}斟酌しますと。

ですからあえて芝生広場とってゴルフ場の芝生みたいなのを望むという皆さんのイメージがそうなっちゃうと逆に困りますので、草地広場とか、草地とか、そういうものでいいのかなという気がしますね。すみません。

熊谷会長 いえ、適切な御意見ありがとうございました。

それではよろしいでしょうか。この点についてはまた実際に工事なり何なりした後に、また結果についても、審議事項じゃなくて、報告事項で時々御紹介いただければ、委員の方も御安心なさると思いますので、よろしく願いいたします。

それでは以上で、本日準備いたしました審議事項については終了とさせていただきたいと思えます。

時間がほとんどもう残ってございませんけれども、報告事項、一応3点ほどございますので、これについて事務局から報告をお願いしたいと思えます。

◎保護樹木の健全度調査の実施状況について

みどり公園課長 すみません、報告事項3点ございますので、手短かに報告させていただきます。では担当から説明をさせます。

事務局担当 それでは保護樹木の健全度調査の実施状況について御報告いたします。みどりの係の城倉と申します。よろしく願いいたします。

目的ですけれども、本調査は、区が保護樹木の生育や維持管理などの現状を把握し、病害虫などによる生育不良の保護樹木等について、所有者に維持管理の助言や支援を行うことにより、区と所有者が協働で保護樹木の良好な状態を保っていくために実施するものであります。

平成26年11月18日から1月いっぱいまで、とりあえず調査を行いました。まだ途中経過ということで、今後まだ調査は続けてまいります。

調査対象樹木ですが、昭和48年、この制度ができた年に指定された樹木について調べました。48年当初の通し番号から調べますと649本の保護樹木がその年に指定されましたが、40年たって、その間に解除されてわからなくなったもののがかなりあります。書類上残っているものが約500本ですけれども、そのうち枯れたり、解除の申請があつたりしたものが181本、

書類上で残っているのが318本ありました。その中で、この2～3カ月の間に87本の樹木の調査をいたしました。

調査につきましては、職員が所有者と、主にお寺や神社が多いのですが、調査日時の調整を行った上で訪問して、資料6の次に書いてある記載例という表に従って、生育状況、大きさ等について調査をしました。

本当は最初に指定されたときと、どのぐらい大きくなっているか比較をしたかったのですが、昭和48年当時は幹の大きさについて、直径を測っていました。現在は、幹の周囲の計測方法ですので、正確に、どのぐらい太ったかという比較は把握ができない状況です。その時点では直径の計測が普通だったのかもしれませんが、現在は、1.5メートルの高さについて幹の周囲をはかるのが標準的になっております。

その調査の結果ですが、この調査においてS、A、B、C、D、Eの6つに分類をいたしました。

Sというのは樹形、樹勢、生育状況ともに良好で、歴史的な価値も高いということで、特別保護樹木にしてもいいものというランクをつけました。

Aにつきましては樹形、樹勢、生育状況が全て良好で、景観的にもいいものです。

Bについては、例えば樹形は少し乱れているけれども、生育状況がいい。または反対に樹形はいいけれども、生育状況、例えば日照だとか土壌だとか踏圧について余りよくない条件があるとかというのをBにしました。

Cにつきましては、樹形、樹勢、生育状況は余りよくないけれども、対策をとることによって回復の余地があるのではないかというものとしました。

Dについては、生きてはいるけれども、非常に弱っている。それからもう今後回復の見込みがなかなか見込めないものをD。

それからEについては、もう枯損しているものというようなランクをつけて調査をしております。

今回調査した87本のうち、SとAとBにつきましては74本、約85%のものは40年たってもいい状態だということになりました。C評価が12本、それからD、これは多分だめだろうというのが1本、完全に枯れたものはありませんでした。

今後につきましては、C、Dについては、Cについては樹勢回復について何らかの措置を、または精密診断をして、回復の見込みがなく伐採、危険があると判断された場合は伐採ということも含めて考えていく予定です。

それから残りの樹木、全部で千何本かありますが、それらについてもおおむね3年を目途にこれから調査をしていきたいと考えております。

以上です。

◎保護樹木通信の発行について

熊谷会長 それでは3番の保護樹木通信の発行について、事務局から報告をお願いいたします。

事務局担当 平成26年度版として保護樹木通信を1月に発行いたしました。今回は、まずみどりの推進審議会でどういう議論がなされているかというのを皆さんに知っていただきたいなと思ひまして、裏面はほぼ全面、かなり具体的にどういう議論をしていただいているかというのを載せてあります。

また、ただいまお伝えしました健全度調査についても載せておりまして、急な伐採など、去年も何件か見受けられましたので、こういったことを、お困りのことがあれば健全度調査のときにぜひ教えていただければと思いますというような内容が書いてあります。

また、区が支援できることというのも表紙のほうに書いてありまして、こういうのも積極的に使っていただければという御案内をしているようなものになっております。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

今、報告事項について、報告をまとめてさせていただきましたけど、何か御質問ございますか。

この通信は何部ぐらい配布しているんですか。

みどり公園課長 保護樹木通信ですが、保護樹木の所有者の方を対象にお配りしておりまして、300部ほど配布したという状況でございます。

熊谷会長 保護樹木って300人の所有者で千何本あるの？

みどり公園課長 件数としてはそうなります。

熊谷会長 ちなみに一番保護樹木をたくさん持っている本数というのは。

事務局担当 早稲田大学ですね。

熊谷会長 圧倒的に多い。

事務局担当 圧倒的に多いです。50本ぐらいはあった。

熊谷会長 そうですか。自衛隊も多いだろうね、もしかしたら。

武山委員 そんなにないですよ。メモリアルパークにあるだけで、ほかのほうは。

事務局担当 いや、結構敷地内、見せていただきましたけどあります。

武山委員 私、通行証持って毎日歩いているんだけど。

事務局担当 毎日入れてくれるんですか。

武山委員 そんなにはないです。メモリアルパークはありますよね。あそこは。

みどり公園課長 裏のほうで山の中にちょこちょこあるんですね。

武山委員 あそこはメモリアルパークです。市ヶ谷台と呼ばれているところ。

渡辺委員 自衛隊ですか。市ヶ谷の。

武山委員 はい。

熊谷会長 よろしいですか。それではありがとうございました。

一応、審議事項、報告事項を終わりますので。

連絡事項について、あれば事務局からお願いいたします。

◎連絡事項

みどり公園課長 では事務局から連絡事項を申し上げます。

平成26年度みどりの推進審議会につきましては、本会を2回、小委員会を2回開催させていただきました。毎回本当に活発な御議論、それとともに貴重な御意見をいただきました。まことにありがとうございます。この場をお借りしまして御礼を申し上げます。

26年度につきましては、実は本日が最後の審議会ということでございます。ただ、急な要件が発生しました場合は、別途小委員会を招集させていただく場合がございますのでよろしくお願いいたします。

なお、次回の審議会の開催につきましては未定でございますが、現在の第12期の委員の皆様は平成27年7月31日までが任期となっておりますので、27年度につきましても引き続きよろしくお願いをいたします。

◎閉会

熊谷会長 以上でございますので、また27年度も12期の委員の方々よろしくお願いをいたします。

それでは本日のみどりの審議会をこれで終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

午後4時12分閉会